## 養老 ID 利用規約

この養老 ID 利用規約(以下「本規約」といいます。)は、岐阜県養老町(以下「本町」といいます。)がこのウェブサイト上で提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。本規約第9条の規定に基づき養老 ID の利用登録を完了し、本サービスをご利用になる登録ユーザー(以下「登録ユーザー」といいます。)には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

### 第1条 (本規約の適用)

- 1. 本規約は、養老 ID 及び登録ユーザー並びに本町及び本サービスを提供する事業者との関係一切に適用されます。
- 2. 本町及び本サービスを提供する事業者は、個別の本サービスについて、固有の利用条件等を定めた規約(以下「関連規約」といいます。)を別途設けることがあります。利用者は、本サービスをご利用になる場合には、本規約に加えて、関連規約の定めも遵守するものとします。なお、本規約の定めと関連規約の定めが矛盾する場合には、関連規約の定めが優先して適用されるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容 易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みま す。)をいいます。
- (2) 「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を意味します。
- (3) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を意味します。
- (4) 「養老 ID」とは、養老町のスマートシティサービスの利用に必要な町民 ID を指します。
- (5) 「xID アプリ」とは、マイナンバーカードで公的個人認証することで誰でも無料で作成できるデジタル ID アプリを指します。

### 第3条 (養老 ID の発行及び連携)

- 1. 本町は、登録ユーザーに対して、本規約に定める条件の下で、本サービスに共通してログインすることのできる養老 ID を発行します。
- 2. 登録ユーザーは、本町所定の方法に従い、養老 ID による認証を通じて、提携サービスを利用することができるようになります。
- 3. 登録ユーザーは、自己の責任で提携サービスを利用するものとし、本町は、提携事業者 の提携サービスの内容及び提供等に関して、一切の責任を負わないものとします。
- 4. 本町は、登録ユーザーの承諾を得ることなく、本サービスの対象(「【別記】本サービスの対象」)の全部若しくは一部を追加、変更又は削減することができるものとします。

#### 第4条 (本規約の変更)

- 1. 本町は、当ウェブサイトへの掲載その他本町が適切と認める方法により本規約の変更を登録ユーザーに周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。
- 2. 本規約を変更する場合、変更後の本契約の効力発生日及び内容を本町ウェブサイト及び 本サービスログイン画面に掲載する方法によって周知するものとし、効力発生日より変更 の効力が生じるものとします。
- 3. 登録ユーザーは、本規約の変更の効力発生日以降に本サービス並びに養老 ID に関連するサービス(養老 ID の発行、会員情報の管理等、以下「本サービス等」といいます。)を利用したときは、変更後の本規約に同意したものとみなされます。ただし、法令上登録ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、本町所定の方法で登録ユーザーの同意を得るものとします。

### 第5条 (本サービスの内容)

本町では、次の各号に定めるサービス提供します。

#### (1) YORO 健康通帳

YORO 健康通帳は健康維持に重要な指標を総合的に自分で管理することにより、時系列データでじぶんのからだの変化を認識し健康意識が高まるサービスです。

YORO 健康通帳のプライバシーポリシーは、 YORO 健康通帳アプリよりご確認ください。

### (2) 養老 Pay

本町独自の地域通貨アプリでQRコード決済ができるほか、店舗情報や観光情報、見守り機能等を利用することができるサービスです。

- -養老町商工会の個人情報保護に対する基本姿勢はこちら
- 養老町地域商品券電子版利用規約はこちら
- 養老 Pay 地域ポイント利用規約はこちら

## 第6条 (本サービスの提供の停止等)

1. 本町は、次の各号いずれかに該当する場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、

本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 本サービスに係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他本町が停止又は中断を必要と合理的に判断した場合
- 2. 本町は、本条に基づき本町が行った措置により登録ユーザーに生じた損害について一切 の責任を負いません。

### 第7条 (本サービスの利用条件)

- 1. 本サービスは、マイナンバーカード及び xID アプリを保有した上で、本規約第3条に規定する養老 ID を発行済みかつ本規約に同意いただける方のみ利用できます。
- 2. 養老 ID の発行は本町民に限らずどなたでも発行ができます。

#### 第8条 (利用料金)

サービスを利用することにより生じる通信料金は、登録ユーザーの負担となります。登録ユーザーは、本町の定める退会手続により、本サービスから退会できるものとします。

# 第9条 (ユーザー登録)

- 1. 本町の本サービスをご利用いただくためには、本規約に同意の上、xID アプリとマイナンバーカードを使って養老 ID を発行し、ユーザー登録手続を完了する必要があります。
- 2. 登録ユーザーの個人情報は、養老 ID プライバシーポリシーに則り、適切に取り扱われます。

# 第10条 (ユーザー登録用情報更新の義務)

- 1. 登録ユーザーは、マイナンバーカードの有効期限が切れた場合、住所が変更となった場合等は、会員情報として登録する情報更新のためにマイナンバーカードを更新のうえ、xIDアプリによる本人確認情報を更新する操作をする必要があります。
- 2. 登録情報を更新しなかったことによる本サイト利用者に生じる不利益について、本町は 責任を負わないものとします。

#### 第11条(退会)

登録ユーザーは、本町所定の方法に従い、本町に退会を申し出ることによりいつでも養老 ID の 登録を解除(退会)することができます。なお、本サービスを退会する場合には、関連規約の定 めに従い、別途退会手続が必要となる場合があります。

### 第12条(退会・登録抹消の効果)

1. 登録ユーザーは、<u>本町ウェブサイト</u>から退会手続を行うことにより、養老 ID を含んだ自

身の会員情報を削除することができます。

- 2. 会員情報の削除が完了すると、本サービス等の全てが利用できなくなります。
- 3. 一度退会し、再度会員登録した場合でも、退会する前のサービス利用履歴は引き継がれません。
- 4. 本町は、登録ユーザーが養老 ID を退会し、又は登録を抹消された場合には、本サービス等を通じて取得した登録ユーザーの個人情報を削除します。ただし、登録ユーザーより提供された情報のうち、個人情報以外の情報(匿名加工情報も含みます。)については、統計資料等として利用を継続する場合があります。

### 第13条(登録抹消)

本町は、登録ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、登録ユーザーに 事前に通知することなく、当該登録ユーザーによる本サービス等の利用を一時的に停止し、又は 登録を抹消することができるものとします。

- (1) 登録ユーザーが実在しない場合
- (2) 仮名又は他人の名義を使用又は盗用して登録をした場合
- (3) 登録内容に虚偽、不正確、誤記又は記入漏れ等がある場合
- (4) 登録情報を登録ユーザーの要請により削除した場合
- (5) 反社会的勢力に該当する場合又は反社会的勢力と関係を有する場合
- (6) 本規約の内容に同意いただけない場合
- (7) 本規約及び関連規約の定めに違反した場合
- (8) その他本町が登録ユーザーとして不適当と判断した場合

### 第14条(禁止行為)

本サービスの利用について、本町は、登録ユーザーによる次の各号に定める行為を禁止します。

- (1) 法令、条例、公序良俗又は本規約に違反する行為
- (2) 反社会勢力に対する利益供与及びその他の協力をする行為
- (3) 犯罪に関連する行為及びこれを助長する行為
- (4) 当法人、本サービスの他の登録ユーザー及び第三者に係る知的財産権、パブリシティ権、肖像権、プライバシーの権利その他の権利を侵害する行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 本サービスを営利目的として利用する行為
- (7) 本サービスの運営を妨げる又は支障を及ぼす行為
- (8) 不正アクセス行為又はこれを助長する行為
- (9) 本サービスが接続するサーバ、ネットワーク等に過度の負担をかける行為
- (10) 本サービスに接続するサーバ、ネットワーク等や、他の登録ユーザー及び第三者に コンピューターウイルス等の有害なプログラムを送信又は流布する行為
- (11) 本サービスの誤作動を引き起こす行為
- (12) 登録ユーザーが本サービスを利用するために第三者から支援を受ける場合を除き、

I D及びパスワードを第三者に開示する行為

- (13) アカウントを第三者へ譲渡又は売却する行為
- (14) 1つのアカウントを複数人で利用する行為
- (15) 他の会員のID及びパスワードを取得しようとする行為
- (16) 他の会員のID及びパスワードを利用して本サービスを利用する行為
- (17) 1人で複数のアカウントを保有する行為
- (18) 違反行為により利用停止又は利用契約を解除された会員が再度本サービス登録す る行為
- (19) 本サービスに関わるプログラム等を無断複製又は改変・改ざんする行為
- (20) リバースエンジニアリング、逆コンパイル等により本サービスに関わる当法人のプログラム等を分析・解析する行為、ソースコードにアクセスする行為
- (21) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (22) その他本町が不適切と判断する行為

#### 第15条(委託)

- 1. 本町は、本サービスの提供に関する全て又は一部の業務について、第三者に委託することができるものとします。
- 2. この場合、本町は、当該委託先に個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。)や本規約において、本町が登録ユーザーに負う個人情報の保護義務及び守秘義務を遵守するよう必要かつ適切な措置、監督を行うものとします。登録ユーザーは、養老 ID 退会フォームから退会手続を行うことにより、養老 ID を含んだ自身の会員情報を削除することができます。

## 第16条 (本サイトの終了等)

本町は、本サービスの全て又は一部を事前の通知することなく、変更、廃止又は終了することができるものとします。

#### 第17条(本町の責任範囲)

- 1. 本町は、データ等の漏えい・喪失、登録ユーザーの同意を得ない第三者への情報提供、目的外での利用等(以下「データ等の漏えい等」といいます。)を発見した場合又はその発生が疑われる場合、可能な限り速やかに登録ユーザーにその旨を通知しなければならないものとします。
- 2. 本町は、自己の費用と責任において、データ等の漏えい等の事実の有無を確認し、その 事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討し、その内容を登 録ユーザーに報告しなければならないものとします。また、可能な限り、登録ユーザーの 情報等の復旧に努めます。

# 第18条(免責)

- 1. 本町、登録ユーザーの故意又は重過失による場合を除き、本サービスの利用に起因して 利用者が被った次の各号に定める事由その他の事由による損害又は損失等について、一切 の責任を負わないものとします。
  - (1) 本サービスについての事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、 有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵 害等を含む。)により生じた損害
  - (2) 火災、停電、ハッキング、コンピューターウイルスの進入、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、天災地変、政府当局による介入等の不可抗力により本サービスが機能不能となった場合に生じた損害
  - (3) 設備等の故障、破壊、中断、ファイルの毀滅欠陥、運用、伝達の中断、遅延又はシステム障害から生じた損害
  - (4) 本町の判断で本サービスに係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を緊急 に行ったときに生じた損害
  - (5) 本町の責めに帰さない事由によるサーバ等の保守、障害対応、メンテナンス等の事由 が生じた損害
  - (6) 本サービスに関連して登録ユーザーと第三者との間において生じた取引、連絡、紛争 等により生じた損害
  - (7) 登録ユーザーの責めに帰すべき事由により生じた損害
- 2. 本サービスの利用に関して、登録ユーザーと第三者との間で紛争が生じたときは、登録 ユーザーが自らの責任において紛争を解決するものとします。
- 3. 本町は、登録ユーザーが本サービスの利用によって、他の登録ユーザー又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
- 4. 何らかの理由により本町が責任を負う場合であっても、本町の責任は、本サービスについて登録ユーザーが本町に支払った対価の総額を限度として、登録ユーザーが直接的かつ現実に被った損害のほか、間接損害、特別損害及び逸失利益については責任を負わないものとします。

## 第19条 (個人情報の取扱い)

- 1. 本町は、本サービスの提供に関連して提供を受けた登録ユーザーの個人情報を、本サービスの提供の目的の範囲において利用するものとし、個人情報保護法及びこれに関するガイドライン等に基づいて、紛失、漏洩等の危険から保護するための合理的な安全措置を講じ、厳重に管理するものとします。
- 2. 本町は、本サービスを利用する上で本町が登録ユーザーから預かる個人情報(以下「本件個人情報」といいます。)を、次のプライバシーポリシー及び本規約に定める以外の目的で利用いたしません。
  - ・養老 ID プライバシーポリシー
- 3. 登録ユーザーは、本件個人情報の取扱いについて、個人情報保護の重要性を認識し、個

人情報保護法及びこれに関するガイドライン等を遵守しなければなりません。

- 4. 登録ユーザーは、次の各号が真実であることを表明及び保証し、かかる表明及び保証が 真実でなかった場合には、それにより本町が被った損害を賠償するものとします。
  - (1) 登録ユーザーから本町に対する本件個人情報の開示又は提供が適法であること。
  - (2) 本件個人情報を本町が本規約に基づいて使用することが適法であること。
- 5. 本町が本件個人情報に関し、情報主体等の第三者から苦情、請求等を受けた場合、本町は、その旨を登録ユーザーに報告するものとし、登録ユーザーは、当該請求等に誠実に対応し、本町に生じた損害を賠償するものとします。

### 第20条(秘密保持)

- 1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、一方当事者が、相手方より書面、口頭又は記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、次の各号に定めるものについては、秘密情報から除外するものとします。
  - (1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
  - (2)相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの
  - (3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
  - (4)秘密情報によることなく単独で開発したもの
  - (5)相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたもの
- 2. 本サービスの当事者は、本規約において別途取決めがある場合を除き、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 3. 同条第2項の定めにかかわらず、本サービスの当事者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求 又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
- 4. 前各項の定めにかかわらず、本町は、本サービスを広告又は宣伝する目的で、登録ユーザーの本サービスの利用を締結したことを公表することができるものとし、かかる公表に当たり登録ユーザーの名称及び商標その他登録ユーザーを表す標章を使用することができるものとします。ただし、本町は、登録ユーザーの名称、商標等の使用方法及び態様について登録ユーザーから要望があった場合には、それに従うものとします。

### 第21条(知的財産権)

- 1. 本サービスに関わるすべての知的財産権は、本町又は本町に利用を認めたサービス提供事業者に帰属することとします。
- 2. 登録ユーザーは、本町又は本町に利用を認めたサービス提供事業者の同意を得ず、本サ

ービスを、知的財産権で定める私的使用の範囲を超えて公開、使用等することはできない ものとします。

## 第22条(存続規定)

第4条、第6条第3項、第14条、第18条、第19条、第20条、第21条第2項、第24 条の規定はサービス利用終了後も有効に存続するものとします。ただし、第20条については、 サービス利用終了後3年間に限り存続するものとします。

## 第23条(協議解決)

本町及び登録ユーザーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、 互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

## 第24条 (準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、岐阜地方 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

#### (適用期日)

1. この規約は、令和6年2月1日から適用します。

以 上